

総務教育常任委員会資料

(平成24年12月14日)

〔件名〕

- ・鳥取県民参画基本条例（仮称）の検討について 【県民課】・・・1
- ・寄附金税額控除の対象となるNPO法人を定める基準（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について 【鳥取力創造課】・・・4
- ・鳥取力創造運動推進PT（鳥取力創造キャビネット）における意見について
【鳥取力創造課】・・・6
- ・平成24年度鳥取力創造支援補助金の実績について 【鳥取力創造課】・・・7

未来づくり推進局

鳥取県民参画基本条例(仮称)の検討について

平成 24 年 12 月 14 日
県 民 課

鳥取県民参画基本条例(仮称)の検討において、今夏の検討委員会報告書を参考とし、現段階における執行部案を次のとおり作成しました。今後、議会において多数の修正意見等があれば、柔軟に検討対応させていただきます。

1 県民参画制度に関する事項【案】

〈県政情報の公開手段の多様化〉

県は、政策の立案、実施、評価等の過程に県民が参画することができる多様な機会を確保するよう努める。

〈多様な意見をくみ取るため、複数の県民参画手法の組み合わせ実施〉

県は、県民の多様な意見、提言等を把握するため複数の手法を組み合わせるとともに、県民の参画の利便性に配慮するよう努める。

〈パブリックコメントにおける拝聴ポイントの明確化〉

県は、県民の意見等を求める場合には、意見等を求める事項を明確に提示するよう努める。

〈審議会等への公募委員の原則参加〉

県は、附属機関等の委員を任命する場合には、その設置目的等に応じ当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努める。

〈その他、新たな県民参画制度については必要に応じて導入〉

県は、県民参画制度について必要な見直しを図るとともに、新たな県民参画の機会を設けるよう努める。

2 住民投票制度の導入及び主要事項

鳥取県は、全国で一番人口の少ない県であり、地縁関係も良好で、地域活動に積極的に参画する県民が多いという地域特性がある。鳥取県ならではの独自のデモクラシーの形を制度化することで、県民の行政ニーズにより即した県政を実現できる素地がある。

こうした県の特性を背景として、特定の重要課題をめぐる、知事と議会が十分な議論を尽くした上で直接住民の意見を問う必要がある場合、知事と議会が膠着状態に陥った場合、住民が自ら意思表示する気運が生じた場合などに備えて、直接住民の意思を問う住民投票制度を導入する。

[住民投票制度の導入形態]

「住民投票できる」旨を規定するだけの「非常設型」では制度的安定を確保できないことから、「常設型」の住民投票制度を導入する。ただし、安易・頻繁に発動され地域の政治に混乱をもたらすようなことがないよう実施に至る要件を適切に設定する。

[住民投票制度の各論]

(1) 住民投票の対象事項【案】

県政の重要事項のうち、特に住民の意見を聞く必要がある事項を列挙する方式とする。

- ① 県の存立の基礎的条件に関する事項
- ② 県の実施する特定の重要施策に関する事項
- ③ 前各号に定めるもののほか、現在又は将来の県及び県民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項

[参考：検討委員会報告]

県民参画の機会拡大の手段として、投票対象事項を幅広く網羅できることが望ましく、投票除外事項を列挙する方式とする。

<投票除外事項>

- ① 県の権限に属さない事項
- ② 他の法令により住民投票できる事項
- ③ 特定の住民・地域に関する事項
- ④ 県の組織、人事、財務に関する事項
- ⑤ 住民が納付すべき税や使用料・手数料等の額に関する事項

(2) 住民投票の発議権者と発議要件【案】

住民投票の発議権者として住民、知事、議員の三者に設定する。

それぞれの発議要件については以下のとおり。

ア 住民が発議する場合

相当数の署名数が集まれば、知事が意見を附して議会へ提案し、議会の議決により住民投票を実施。また、提出された署名数が解職・解散請求相当数の場合には、住民の選択を尊重し、住民投票を実施。

[参考：検討委員会報告]

必要な署名数が集まれば、知事・議会の関与無く住民投票が実施される制度とする。
必要署名数については今後検討。

イ 知事が発議する場合

知事の提案を審議のうえ、議会の過半数の議決により、住民投票を実施。

[参考：検討委員会報告]

議会の2/3以上の反対がなければ住民投票が実施される制度とする。

ウ 議員が発議する場合

知事の意見陳述を徴したうえ、議会の過半数の議決により、住民投票を実施。

[参考：検討委員会報告]

議員定数の1/12以上の賛成で発議し、知事発議と同様に2/3以上の反対がなければ住民投票が実施される制度とする。

(3) 住民投票の投票資格者【案（＝検討委員会報告）】

全市町村に共通的に協力を仰ぐため、現行の公職選挙法の有権者と同じにする。

※なお、この点については、県議会の意見をふまえ、柔軟に検討対応させていただきます。

(4) 住民投票結果の取扱い(結果の拘束力)【案（＝検討委員会案）】

住民投票の結果に法的拘束力はないとする見解が通説であり、判例においても法的拘束力を認める例がないことから、結果については尊重するにとどめる。

(5) 公平で客観的な情報提供の仕組み【案】

各選択肢の妥当性確保と理解促進のため、各選択肢の検討に要する費用を公費で負担する「アドボケートプランニング」の導入などを検討。

(6) 経費削減のための工夫【案】

公職選挙法による投票日との同日実施の手法も検討。

3 今後の予定

(1) 県民向け説明会

<今後実施予定のもの>

- ・鳥取、倉吉、米子青年会議所
- ・大山町、琴浦町、若桜町等の公民館利用者向け
- ・県民参画電子アンケート会員向け 等

<参考>

検討委員会案についての出前説明会（実施済）

- ・10/10 鳥取市大正地区公民館
- ・12/12 鳥取県連合婦人会（倉吉市内）
- ・12/13 境港市外江公民館

(2) パブリックコメントの実施

執行部案について、県民向けの説明会を行うとともに、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を伺う。（12月下旬～1月中旬）

(3) 県政参画電子アンケートの実施

パブリックコメントの実施に併せ、約300名の会員に対し、電子アンケートを実施し、県民の意見を伺う。（1月上旬）

※次回常任委員会では、上記取組を反映させた執行部案を示したい。

鳥取県民参画基本条例（仮称）の全体構成（案）

平成24年12月14日現在

前 文		
総 則	目的	
	基本理念	
情報提供及び 情報公開	情報提供	
	情報公開	
県民参画	県民参画制度	
	県民参画の機会の確保	
	県民参画制度の改善等	
	県民意見への誠実な対応	
住 民 投 票	総 則	制度の概要
		対象事項
		投票資格者
	発 議	発議権者と発議要件
		発議の形式
	署 名	署名等の収集・提出等
		審査名簿の調製
	実 施 決 定	署名等の審査
		議会の議決
	情報提供 投票運動	住民投票の実施、経費削減のための工夫
		公平で客観的な情報提供
	投 票	投票運動
		投票資格者名簿の調製
		投票所、投票管理者及び投票立会人
	開 票	投票の方法、期日前投票、投票の秘密の保持等
		開票所、開票管理者及び開票立会人
		投票の効力
	結果の 尊 重	投票結果等の通知・告示
		知事及び議会が結果を尊重
委 任	規則への委任	
附 則	施行期日	

寄附金税額控除の対象となるNPO法人を定める基準（案）に関する パブリックコメントの実施結果について

平成24年12月14日
鳥取力創造課

1 意見募集の趣旨

平成23年の特定非営利活動促進法の改正及び税制改正により、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）に係る新たな認定制度が設けられ、県や市町村が条例で個別に指定するNPO法人に対して寄附を行った個人について、税制上の優遇措置（個人住民税）が受けられることになった。

このNPO法人を指定するための基準（案）について、有識者等による会合（鳥取県非営利公益活動促進検討委員会）で検討し策定したことを受け、広く県民に対し意見を伺ったもの。

2 意見募集期間

平成24年9月20日（木）から10月19日（金）まで

3 基準（案）の概要

次の①～⑤に掲げる基準すべてに適合すること。

- ①鳥取県内に事務所を有し、鳥取県内の地域を活動範囲にもつ
- ②少なくとも2事業年度の活動実績がある
- ③活動内容等及び県民等からの支持に関して、次の（1）（2）のいずれかに該当する

（1）次のア、イのいずれにも適合する

ア 特定の地域課題の解決又は地域の活性化に資する活動で、かつ継続して次の（ア）（イ）のいずれかを満たしている

（ア）「鳥取県の将来ビジョン」に沿った取組を行っている

（イ）（ア）にかかわらず、鳥取県内において発生している地域住民等からのニーズを受け、次のいずれかを満たす活動を行っている

- ・他団体（自治会、企業・団体、市町村、県等）と協働した活動
- ・関係する市町村、県、地縁団体等からの推薦又は表彰を受けている活動

イ 広く県民等からの支援・支持を受けているものとして、次の（ア）（イ）のいずれかに適合する

（ア）年間1,000円以上の寄附を年平均50人以上（鳥取県民を含む）から受けている

（イ）当該活動に携わったボランティアスタッフの人数が、年平均50人以上（鳥取県民を含む）

（2）県内の市町村が寄附金税額控除の対象として指定したNPO法人で知事が適当と認めたもの

- ④法人の活動状況等の情報公開に関し、次の（1）（2）を実施している

（1）事業報告書、役員名簿等を法人の事務所に備え置き、請求に応じ閲覧させる

（2）法人の活動状況を、会報紙、ホームページ等で積極的に公開している（年2回以上）

- ⑤県民の信頼を著しく損ねるおそれのある法令違反、不正の行為等の事実がない

4 応募のあった意見の概要

- （1）意見の数 21件（9名）
- （2）主な意見と対応方針 別紙のとおり

5 今後の予定

平成25年 2月 定例鳥取県議会に指定の基準、手続等に関する条例案の付議
3月 議会議決後、条例公布・施行

寄附金税額控除の対象NPO法人を定める基準(案)に関する主な意見と対応方針

【活動内容等について】

意見の概要	対応方針
将来ビジョンは随時変わっていくという認識でよいのか。いまの見直しに入っている団体が、見直しから外れる可能性もあるということでのよいのか。	将来ビジョンは適宜見直すものであり、その変遷に応じ指定の対象となる活動内容も変わりうる。 なお、将来ビジョンの内容如何にかかわらず、他団体との協働や推薦、表彰実績による指定も可能。
県民以外からの寄附等を実績に含むことが妥当かどうか。	県民の利益につながる活動を行う法人を支援するための制度設計であり、県外の支持者が含まれていてもその趣旨を妨げない。
・県のどのような実情に鑑みて設定されたものか。 年50,000円の寄附収入があればよいというのは、あまりにハードルが低すぎるのではないか。 ・寄附者を募らなくてもボランティアを50名確保すればクリアしてしまうのはおかしい。	県内に認定NPO法人が一つもない現状を踏まえ、より多くのNPO法人が認定を受けようとする動機付けを行うことをねらいとしている。 また、年平均50人以上(実人数)の支持を受けることは決して容易ではないと考える。
市町村基準と県基準の整合性が分らない。市町村が県よりハードルを下げた場合、県基準を設けた意味がなくなる。	真に公益的な活動を行う団体を県民全体で支え、県内の寄附文化を醸成する目的のもと市町村が設けた基準であれば、できる限りその判断を尊重する。

【制度全般について】

意見の概要	対応方針
指定の更新をしないことにより指定NPO法人でなくなった場合に、信用力の低下を招かないような施策を並行して実施すべき。	条例指定制度は法人の格付けのための制度ではなく、県内における公益活動の促進や寄附文化の醸成のための制度であり、指定NPO法人でなくなることが信用力に直接影響するものではないことをあらためて周知する。
定性的な基準については、判断が分かれる余地がある。今後、具体的な基準を明示するか、誰が見ても明快に判断できる方法を明示すべき(審査者や人によって、判断が分かれるような事態は避けるように、基準を作成すべき。)	詳細な制度設計を進めるものの、定性的な基準は残ることから、有識者等第三者による審査会を設置する方向で検討している。
指定しない決定がされた場合、どのような異議申立て方法が用意・適用されるか。	他の不利益処分と同様に、行政不服審査法の規定に基づく異議申立て、及び行政事件訴訟法の規定に基づく処分の取消の訴えの提起ができる旨を法人に通知する。
5年程度の時限条例とすべき。	基準については、一定期間をおいて見直す。 また、指定の手法も含め条例化の検討を進める。

鳥取力創造運動推進PT（鳥取力創造キャビネット）における意見について

平成24年12月14日
鳥取力創造課

地域づくり活動における現状や課題を把握し、活動における課題解決策をみんなで考える「鳥取力創造トーク」や「市町村との意見交換会」で出された意見等を検討材料にして、様々な主体が協働・連携して新たな地域づくりに取り組む鳥取力創造運動の今後の推進・展開方策について検討するため、各分野の有識者を中心に参加いただく「鳥取力創造運動推進プロジェクトチーム」（鳥取力創造キャビネット）を下記のとおり開催しました。

記

- 1 日時：平成24年10月30日（火）午後3時～午後5時
- 2 場所：県庁第12会議室（議会棟3階）
- 3 メンバー
 - (1) 地域活動に携わる有識者：地域づくり、福祉、農業、商工等の各分野で活動されている方々
 - (2) 支援機関：鳥取県地域づくりセンター、公立大学法人鳥取環境大学 外
 - (3) 行政機関：県
- 4 議題
 - (1) 活動団体が抱える課題に対する支援策について
 - (2) 平成25年度鳥取力創造運動の展開施策について
- 5 主な意見
 - 【助成制度・市町村との連携】
 - これから新たに活動を行う団体を育成する制度、また市町村と連携して事業を実施する制度を構築していくことが必要。
 - 市町村によっては活動団体との連携を上手く図れていないため、県が率先して市町村と活動団体の連携を図っていくことが必要。
 - 活動団体の活動を発展させマンネリ化を解消するためには、自分たちが保有していない人材や資源を保有する他の活動団体と連携することが必要。
 - 【情報発信】
 - 団体の活動への参加意欲を高め今後の活動を発展させていくためには、団体のイベントをマスコミへ情報発信していくことなどが必要。
 - 活動団体からの情報を本当に必要とする県民等へ届けられる体制を構築することが必要。
 - 【鳥取力の発信等】
 - 鳥取力創造運動は漠然としていてわかりにくいので、鳥取力とはこういうものだと例示し周知することが必要。
 - 活動団体側の民力を上げると同時に行政側の官力（協働のスタンス）を上げることが必要。
- 6 今後の予定
 - ・第2回会議・・・2月開催予定（議題：平成25年度の取組の方向性の検討）

平成24年度鳥取力創造運動支援補助金の実績について

平成24年12月14日
鳥取力創造課

NPO・ボランティア団体、自治会、企業などが取り組む地域づくり活動を支援する「鳥取力創造運動支援補助金」について、下記のとおり本年度分の実施結果を報告します。

1. 鳥取力創造運動支援補助金の審査結果

(単位：件)

		1次募集		2次募集		3次募集		計		執行額
		応募	採択	応募	採択	応募	採択	応募	採択	
スタートアップ型	新規	14	14	41	39	43	35	98	88	8,739千円
	継続	15	15	18	18	9	9	42	42	4,034千円
発展型		9	3	24	14	7	5	40	22	19,715千円
ネットワーク型		7	2	11	3			18	5	9,600千円
ビジネスモデル創出型		16	4					16	4	20,000千円
計		61	38	94	74	59	49	214	161	62,088千円
募集期間		3/19~4/16 (ビズ:5/10)		5/17~6/15		9/3~28				

※各採択事業の概要については、別紙のとおり。

2. 審査会の概要

	スタートアップ型(新規・継続)	発展型・ネットワーク型・ビジネスモデル創出型
審査員	<ul style="list-style-type: none"> 加藤典裕 中海テレビ常務取締役 河崎妙子 レストランプロデューサー 河本茉莉那 鳥取大学学生 川上強志 琴浦町企画情報課長 柏木頼文 境港市地域振興課長 岩崎林太郎 鳥取力創造課長 	<ul style="list-style-type: none"> 野田邦弘 鳥取大学地域学部 教授 田中仁成 新日本海新聞社執行役員東京支社長 中村順子 NPO コミュニティ・サポートセンター神戸理事長 倉持裕彌 鳥取環境大学地域イノベーション研究センター講師 田原明夫 鳥取県商工会連合会産業支援部長 田中規靖 未来づくり推進局長
選考方法	書類審査	公開プレゼンテーション
	<ul style="list-style-type: none"> 審査員の評価点の合計が満点の60%以上の得点を得ている事業の中から選考 審査員の合議により総合的に判断し、上位から順に採択事業を決定 	

3. 鳥取力創造運動支援補助金の概要

	対象事業	補助上限(補助率)
スタートアップ型(新規)	<ul style="list-style-type: none"> 新規、試行的な事業 従前の取組みを拡充する事業 	10万円(10/10)
スタートアップ型(継続)	<ul style="list-style-type: none"> 前年度以前にスタートアップ型の補助を受けた取組みに工夫を加えて継続する事業 	10万円(3/4)
発展型	<ul style="list-style-type: none"> 発展型の取組みで他のモデルとなり地域の活性化に寄与する事業 	100万円(3/4)
ネットワーク型	<ul style="list-style-type: none"> 複数の活動団体が協力・連携(ネットワーク化)して新たな成果を生み出す事業 	200万円(3/4)
ビジネスモデル創出型	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化に資する取組みで、継続的に収入の得られる仕組み(ビジネスモデル)を確立する事業(事業実施の為に雇用する人材の件費も対象) 	500万円 ※うち人件費300万円 (1年目3/4,2年目2/3) ※人件費部分は10/10